

# 自転車もものれば 車のなかまいし

## 覚えて守ろう! 自転車安全利用 五則

### ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

#### 歩道通行できる場合

標識等がある場合



13歳未満の子ども  
70歳以上の人など

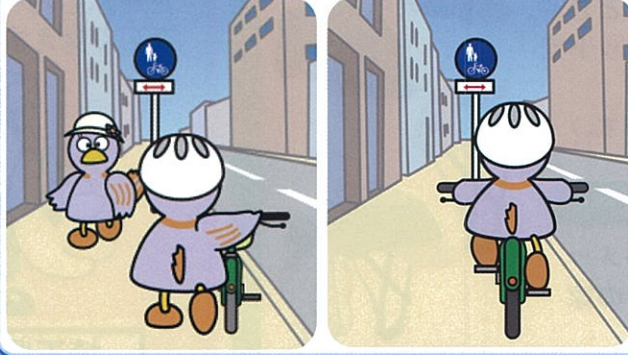
自動車等の通行量が著しく多い

道路幅が狭く、自動車等と接触する危険がある場合など

### ② 車道は左側を通行

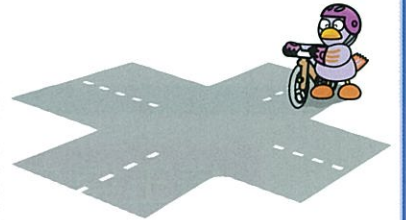


### ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



### ④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



### その他 こんな乗り方もやめましょう

- 傘差し運転等
- 携帯電話・イヤホン等の使用

### ⑤ 子どもはヘルメットを着用



埼玉県マスコット  
「コバトン」

## 毎月10日は 「自転車安全利用の日」

- 自転車の安全利用について考えてみよう
- ・ 交通ルールを守ろう
  - ・ 自転車のマナーアップに努めよう